破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６２３号
札幌市東区北33条東５丁目２番35号
破産者　大森　寛之
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
神奈川県伊勢原市笠窪243番地の２　ビバリーハイツＡ－101号、前住所神奈川県伊勢原市板戸388番地の１　野村マンション206号
破産者　木戸　修子
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１１号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目29番３号、前住所神奈川県藤沢市湘南台３丁目９番地の13　エントピア湘南101号室
破産者　小林　伸吾
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２８号
長野県東御市本海野1694番地１
破産者　石和　理恵
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１８２号
静岡県浜松市南区若林町2186番地の１
破産者　大石久美子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
徳島県徳島市下町本丁113番地
破産者　溝杭　卓也
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
山形市桜田西２丁目９番14号
破産者　堀　　久隆
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
滋賀県彦根市原町639番地１
破産者　神戸Ｋ’Ｓクラブことｓｅａｓｏｎ’ｓクラブこと　原　　隆子（旧姓今村）
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第６１号
滋賀県近江八幡市大森町８番地28
破産者　寺嶋こと　寺島　弘一
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７８号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎３丁目９番27号
破産者　吉田　和夫
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続開始の取消決定確定

平成２８年（フ）第１７３号
熊本市南区孫代町144－３孫代ハイツ103号室、開始決定時の住所熊本市西区花園１丁目20番44号
破産者　鐘ケ江順子
１　主文　破産手続開始決定を取り消す。
２　決定確定日　平成28年８月10日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２７年（フ）第８２４号
東京都府中市晴見町３丁目12番地の７
破産者　有限会社ツインパワー
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4840番地の１
破産者　有限会社倉谷表具店
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０３号
三重県度会郡玉城町佐田156番地　ピノ102号
破産者　西村　敏夫
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
相模原市中央区緑が丘２丁目44番25号
破産者　有限会社フォーエム
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２２５号
相模原市中央区緑が丘２丁目43番29号　緑が丘コーポラス303号
破産者　亡岩本正治相続財産（開始決定時岩本正治）
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５０４号
神奈川県厚木市妻田南１丁目17番33号　コートナカノ210、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津4840番地の１
破産者　倉谷　　肇
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７０号
静岡県浜松市南区芳川町101番地　サンクローバーⅡ　203号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区本郷町1362番地の11
破産者　オグリこと　小栗　教平
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係